

「神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準の一部改正」の概要

1. 改正の趣旨

令和4年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）附則第1条本文の規定が令和7年4月1日に施行されるにあたり、国が定める指定確認検査機関の処分等の基準の改正が行われたため、本県においても神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準について同様の改正を行う。

2. 改正の内容

- （1）確認検査員・副確認検査員による兼業の制限及び補助員の従事制限についての見直し
- （2）その他所要の改正

3. 施行日

令和7年4月1日